

財団法人 神戸市体育協会寄附行為

財団法人 神戸市体育協会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人神戸市体育協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市民の健康増進を図るため、市民皆スポーツを基本理念に、各種スポーツ大会等の開催及びスポーツ指導者の養成等を通じ、神戸市におけるアマチュアスポーツ及び生涯スポーツの普及振興を図り、また、学校給食の向上に関する事業その他学校教育及び社会教育の推進に関する事業を行い、もって、市民の将来にわたる健全な心身の発達及び保持に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ大会、講習会等、スポーツに関する事業の実施及び援助
- (2) スポーツに関する国際交流事業の実施及び援助
- (3) 市民の体力の向上その他スポーツに関する調査研究及び情報資料の収集整理並びに宣伝・啓発
- (4) スポーツ指導者の養成及び指導力強化
- (5) 加盟団体及び関係諸団体との連絡調整
- (6) スポーツ関係功労者の表彰
- (7) 生涯スポーツの普及・振興及び援助
- (8) スポーツ教室の開催等に関する事業
- (9) 学校給食の普及充実及び物資の供給
- (10) 教育図書 of 出版
- (11) 社会教育施設の管理運営その他教育に関する事務の受託事業
- (12) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 加盟団体会費
- (5) 補助金及び寄附金
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理する。

2 会長は、理事会の議決によって定める次の各号に掲げる場合を除くほか、基本財産に属する現金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債又は安全性かつ確実性のある有価証券の取得
- (2) 銀行その他の確実な金融機関への定期預金又は定額郵便貯金
- (3) 信託会社又は信託業務を営む銀行に対する金銭信託（運用方法を特定する金銭信託を除く。）
- (4) その他安全性かつ確実性のある方法で理事会で定めるもの

3 前項の規定は、運用財産に属する余裕金の運用について、準用する。

(資産の処分)

第8条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、兵庫県教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる収入、加盟団体会費及び事業に伴う収入その他の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決を経て、兵庫県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後3箇月以内に会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減計算書とともに、監事の意見を付けて、理事会の承認を受け、兵庫県教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金が生じたときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(収支予算外の義務負担等)

第12条 第8条ただし書きに該当する場合及び収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ、兵庫県教育委員会の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

(特別会計)

第13条 この法人の事業遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第15条 この法人は、次に掲げるものを加盟団体とする。

- (1) 神戸市におけるアマチュアスポーツを各競技別に統括する団体

- (2) 地域を代表する団体
- (3) 神戸市における学校体育団体
- (4) 神戸市における生涯スポーツを統括する団体

(加盟)

第16条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、理事会の同意を経て加盟することができる。

(会費)

第17条 加盟団体は、毎事業年度、理事会及び評議員会の議決によって定める会費を納めなければならない。

(退会等)

第18条 加盟団体が退会しようとするときは、その理由書を付けて、会長に退会届を提出しなければならない。

2 会長は、加盟団体が第15条に掲げる資格を失ったと認められるとき、又はこの法人の加盟団体として不適當と認められるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を経て、退会させることができる。

第4章 役員、評議員及び事務局

(役員の種類)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事40名以上50名以内（うち会長1名、副会長4名以内、専務理事1名、常務理事3名以内）
- (2) 監事4名

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

3 理事及び監事は、評議員と兼ねることができない。

(役員を選任)

第20条 役員は、評議員会においてこれを選任する。

2 会長及び副会長は、理事会で選出する。

3 専務理事及び常務理事は、理事のうちから会長がこれを委嘱する。

4 監事は、理事、理事と親族その他特殊な関係にある者又はこの法人の職員以外の者から選任する。この場合において、監事は、相互に親族その他特殊の関係にあってはならない。

(理事の職務)

第21条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長の命を受けて会務を掌理する。

4 常務理事は、会長の命を受けて日常の事務を行う。

5 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第22条 監事は、この法人の資産及び業務に関し、次の職務を行う。

(1) 法人の資産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は兵庫県教育委員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期等)

第23条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情がある場合には、その任期中であっても評議員会の同意及び理事会において理事現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合において、議決の対象となる理事は、理事会の議決に加わることができない。ただし、理事会及び評議員会に出席し、発言することは妨げない。

(役員報酬)

第24条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(評議員)

第25条 この法人に、45名以上65名以内の評議員を置く。

2 加盟団体は、評議員各1名(ただし、神戸市レクリエーション協会については2名)を推薦し、理事会の承認を得る。

3 会長は前項に規定する評議員の他に、関係行政機関の職員及び学識経験者の中から10名以内の評議員を推薦し、理事会の承認を得る。

4 第20条第1項の規定により、役員に選出された評議員はその資格を失う。この場合において、当該加盟団体は、速やかに後任の評議員を推薦し、理事会の承認を得なければならない。

5 第23条の規定は、評議員に準用する。この場合において、第23条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第26条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

(名誉会長、顧問及び参与)

第27条 この法人に、名誉会長、顧問又は参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問又は参与は、理事会の推挙により会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問又は参与は、会長の諮問に応じ、この法人の運営について意見を述べるることができる。

(事務局及び職員)

第28条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とすることができる。

第5章 会議

(種別)

第29条 会議は、理事会及び評議員会とする。

(招集)

第30条 会議は、毎年2回、会長が招集する。ただし、会長が必要と認める場合は、会長は臨時に会議を招集することができる。

2 会長は、理事現在数の5分の1以上又は評議員現在数の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して会議の招集の請求があった場合は、速やかに、会議を招集しなければならない。

3 前項の請求にかかわらず、会長が会議を招集しないときは、当該請求をした理事又は評議員は、会議を招集することができる。この場合において、会議の議長は、出席理事又は出席評議員の互選により、これを定める。

4 会議を招集する場合には、開催日の10日前までに理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所等必要な事項を書面をもって、あらかじめ通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、あらかじめ会議で定めた方法により招集することができる。

(議長)

第31条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第32条 会議は、理事現在数又は評議員現在数のそれぞれ3分の2以上が出席しなければ開会することができない。

(議決)

第33条 会議の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事又は出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第34条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事若しくは評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(評議員会)

第35条 次の事項については、会長において、理事会に付議する前に、評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 基本財産に関する事項
- (4) 長期借入金に関する事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定める事項のほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めたもの

(議事録)

第36条 会議は、議事録を作成し、議長及び出席した理事又は評議員のなかからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印の上、これを保存しなければならない。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 この法人には、業務遂行上特に専門的処理を必要とする場合に専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会の名称及び組織は、理事会の議決を経て会長が定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のそれぞれの3分の2以上の議決を経、かつ、兵庫県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第39条 この法人は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のそれぞれの4分の3以上の議決を経、かつ、兵庫県教育委員会の認可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第40条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の議決を経、かつ、兵庫県教育委員会の許可を受け、神戸市又はこの法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第8章 補則

(書類帳簿の備付け等)

第41条 この法人の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え、当該各号に定める期間これを保存しなければならない。

- | | |
|---|-----|
| (1) 設立許可に関する書類 | 永久 |
| (2) 寄附行為及びその変更に関する書類 | 永久 |
| (3) 兵庫県教育委員会その他の行政庁の許可、認可及び承認に関する書類
(前2号に掲げるものを除く) | 永久 |
| (4) 登記に関する書類 | 永久 |
| (5) 役員名簿、就任承諾書、履歴書、身分証明書及び印鑑証明書 | 永久 |
| (6) 理事会及び評議員会の議事録 | 永久 |
| (7) 事業計画書及び予算書並びに事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録 | 10年 |
| (8) 会計帳簿及び証拠書類 | 10年 |
| (9) 監事の職務執行に関する書類 | 10年 |
| (10) 兵庫県教育委員会との往復文書 | 5年 |
| (11) その他必要な書類 | 3年 |

(細則)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成10年10月1日から施行する。